

渋川市子ども会育成会連絡協議会規約

(名称及び事務局)

第1条 本会は、渋川市子ども会育成会連絡協議会と称し、事務局を渋川市教育委員会生涯学習課内に置く。

(組織)

第2条 本会は、渋川市内の各地区子ども会育成会連絡協議会（以下「各協議会」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、各協議会の連絡調整を図り、子ども会活動の促進・向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子ども会の育成及び連絡調整に関すること。
- (2) 子ども会の指導者育成及び研修に関すること。
- (3) 子ども会の行事企画及び実施に関すること。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書 記 2名
- (4) 会 計 1名
- (5) 理 事 10名
- (6) 監 査 2名

(役員を選出)

第6条 役員は、各協議会から2名を選任する。

2 会長、副会長、書記、会計、理事、監査は、総会において承認を受けるものとする。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代行する。
- 3 書記は、本会の記録、その他の庶務を代行する。
- 4 会計は、本会の経理を担当する。
- 5 理事は、本会の運営に協力する。
- 6 監査は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、その任期が満了したときにおいても後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

3 役員が任期の途中で退任する場合は、後任を立てるものとする。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び臨時総会、役員会議とする。

2 総会は、役員及び各協議会本部役員によって構成され、毎年1回開催し、次の事項を議決する。

(1) 事業計画に関すること。

(2) 予算及び決算の承認に関すること。

(3) 規約の変更及びその他の重要事項に関すること。

3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき開催する。

4 役員会議は、会長が必要と認めるとき開催する。

(会議の招集)

第10条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。

(経費及び会費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会費は、各協議会10,000円とする。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(表彰)

第14条 表彰は、別に定める渋川市子ども会育成会連絡協議会表彰規程による。

(退会)

第15条 本会を退会する場合は、書面にて、会長へ申し出るものとする。

2 退会の申出時期によらず、退会は申し出た年度の年度末(3月31日)付けとする。

(その他)

第16条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、議決の日から施行し平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

平成 19 年 4 月 25 日一部改正

平成 20 年 4 月 23 日一部改正

令和 6 年 11 月 6 日一部改正。令和 7 年 4 月 1 日から適用する。